

## 随意契約理由書

案件名	汎用パソコンに係るルーターの購入に伴うルーターの設定について（東京労働局ほか）		要求部署名	総務部 研修係
発注（契約） 内 容	新規購入ルーターの設定			
発注（契約） 案 件 の 要 求 理 由	各労働基準監督署、ハローワーク品川及び八王子新卒応援ハローワークで使用するルーターの買換え等に伴い、ルーターの設定を要するため。			
契約金額	¥	1,764,000	契約年月日	平成24年2月8日
契約業者名 及び住所	沖電気工業(株) 港区芝浦4-10-16			
随意契約 の理由	当該業者は、「東京労働局汎用パソコン運用管理業務委託契約」の受託業者であり、当該業者以外に設定をなし得る業者がなく、会計法第29条の3第4項に該当するため。			
根拠法令	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3項			
予定価格及び 積算内訳	予定価格	¥	1,764,000	
見積書徴取状況	1社（業者指定）			
その他 特記事項				